

建設業労働災害防止協会長野県支部 諏訪分会長 殿



大雨の影響による労働災害の防止について (要請)

建設業における労働災害の防止につきまして、平素より格別なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

8月11日からの大雨の影響により全国各地で被害が発生し、当署管内でも甚大な被害がもたらされているところであり、今後、この大雨の影響による土砂崩壊、土石流等の労働災害の発生が危惧されるところです。

つきましては、これら大雨の影響による労働災害の発生を防止するため、下記の対策を講じる よう会員事業場に周知徹底していただきたく要請いたします。

記

1 土砂崩壊災害防止対策

- (1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、降雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)(以下「安衛則」という。)第355条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。
- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 土砂崩壊による災害の防止には、亀裂の進展、連続した小石の落石等の崩壊の兆候を感知することが重要であるので、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の「変状時点検表」(別添1の別紙3)(裏面 QR コード参照)を活用し、斜面の状態を適切に点検すること。
- (4) 掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその 周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常 をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する 者を配置すること。
- (5) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、 土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (6) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する

場合には、上記(1)から(5)に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

2 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、安衛則第575条の9に基づき、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況、天然ダムの形成の有無等をあらかじめ十分に調査すること。
- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を設定し、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。
- (3) 土石流等の発生を検知するため、土石流検知機器をその特性、地形条件、管理操作性等に十分留意し選定すること。また、必要に応じ監視カメラを併用すること。検知機器の設置場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 河川の状況に応じ支川において発生・流下してくる土石流を監視できること。
 - イ 検知機器の設置場所から作業場所まで土石流が到達するまでに全ての労働者が退避できること。
 - ウ 検知機器の点検を適切に実施すること。
- (4) 土石流の前兆として小石の落石、河川の水量の増加が発生することがあるので、これに 留意すること。また、土砂災害警戒情報を常時確認するとともに、降雨量を把握し、土石 流災害が発生するおそれが高まった場合には直ちに作業を中止し、速やかに安全な場所に 退避すること。

なお、一般に土石流は表層崩壊によるものが多いが、深層崩壊による土石流は斜面が森 林であっても発生することがあることから、上流が森林であっても十分に警戒すること。

(5) 安衛則第 575 条の 14 及び安衛則第 575 条の 15 に基づき、警報用設備及び避難用設備 の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。

3 その他

- (1) 車両系建設機械を用いる作業にあたっては、地盤の状況を確認し、機械の転落、転倒による災害防止のため機械の作業床の補強、誘導員の配置等を行うこと。
- (2) 足場、作業通路等については降雨による設置地盤の崩壊、足場等の倒壊の防止対策を講じること。
- (3) 寄宿舎、休憩場等の設置に当たっては、河川の氾濫、土砂崩壊による危険のある場所を避けること。

